

正誤表

労働基準ニュース(令和5年5月1日発行)5ページに下記のとおり誤りがございました。
お詫びして訂正いたします。

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会

「令和5年度の雇用保険料率の引上げについて」の表の変更部分の記載
内容

		(誤)	(正)
農林水産・清酒製造の事業	① 労働者負担	6/1,000	7/1,000
建設の事業	① 労働者負担	6/1,000	7/1,000

(訂正後は以下のとおりです。)

令和5年度の雇用保険料率の引上げについて

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は、以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります。
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は、7/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

【令和5年度の雇用保険料率】(下線部は変更部分)

事業者の種類	①	② 事業主負担	失業等給付・育 児休業給付の保 険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
	労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)				
一般の事業	<u>6</u> /1,000	<u>9.5</u> /1,000	<u>6</u> /1,000	3.5/1,000	<u>15.5</u> /1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	<u>7</u> /1,000	<u>10.5</u> /1,000	<u>7</u> /1,000	3.5/1,000	<u>17.5</u> /1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	<u>7</u> /1,000	<u>11.5</u> /1,000	<u>7</u> /1,000	4.5/1,000	<u>18.5</u> /1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は、令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用されます。